

Q : 14 『旅行説明会』での景品提供

旅行説明会（商品発表会）で4コースの旅行商品について紹介する予定です。

旅行代金は103,900円～234,900円です。会場で参加者全員に旅行地の観光局、宿泊ホテル、利用航空会社から調達した記念品をプレゼントする予定です。（記念品合計価額：20,000円）

さらに、旅行に申し込まれた方全員に当社特製「トートバッグ」（価額：20,000円相当）をプレゼントする計画です。

この企画は問題あるでしょうか。

A :

問題ありません。

この旅行説明会では、最大4万円相当の景品が提供されることとなりますが、この景品提供は、①旅行説明会参加者に対する景品提供と②旅行申込者に対する景品提供の2つの取引により行われることとなります。

したがって、それぞれの取引において景品規制を考慮すると、①の取引では、紹介される旅行で最も安い旅行代金は103,900円ですので、その20%である20,780円が「総付景品」の限度額となります。また、②の取引では、景品提供の対象となる旅行のうち最も安い旅行代金は103,900円ですので、その20%である20,780円が「総付景品」の限度額となります。

したがって、この企画は問題ありません。

ただし、来場者のほぼ全員が旅行に申し込むことが予想される場合は「一つの取引」と見なされ、両者を「合算」した金額が限度額になるので注意が必要です。

◆総付景品

【規約第3条、運用基準9】

◆旅行の発表会等における景品類の提供の制限

【規則第6条、運用基準10（5）、11（1）】